令和4年度肺がん検診ﾁｪｯｸﾘｽﾄ【検診実施機関用】

(国立がん研究センター「精度管理ツール(雛型集)令和4年度版」参照)

参考資料５

各検診機関からの回答を市町ごとに以下の区分でまとめた。

○ ： はい
× ： いいえ
△ ： 今年度中に確実に実施予定
－ ： 「-」や空欄、文言で回答

	個別検診（回答医療機関数）　＊個別検診のうち調査回答市町																																																													集団検診			
	長崎市（117機関）				佐世保市（78機関）				島原市（13機関）				諫早市（53機関）				大村市（41機関）				平戸市（7機関）				対馬市（9機関）				壱岐市（4機関）				五島市（4機関）				雲仙市（39機関）				南島原市（39機関）				長与町（20機関）				時津町（11機関）				新上五島町（6機関）				個別計（441機関）				集団（5機関）			
1. 受診者への説明	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－	○	×	△	－
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(喀痰細胞診で要精密検査となった場合には、喀痰細胞診の再検は不適切であることなど)を明確に説明しましたか。	117				78				13				51	2			39	1		1	6	1			9				4				4				39				39				20				11				6				436	4		1	4		1	
(2) 精密検査の方法や内容について説明しましたか(精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など)。	117				78				13				49	4			39	1		1	5	2			9				4				4				39				39				20				11				6				433	7		1	4		1	
(3) 精密検査結果は市町へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか。	117				78				13				48	5			37	3		1	6	1			9				4				3	1			39				39				20				11				6				430	10		1	4	1		
(4) 検診の有効性(胸部X線検査及び喫煙者への喀痰細胞診による肺がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか。	117				77		1		13				50	3			34	5	1	1	7				9				4				4				39				39				20				11				5	1			429	9	2	1	4		1	
(5) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか。	117				78				13				51	2			37	3		1	7				9				4				4				39				39				20				11				6				435	5		1	4		1	
(6) 肺がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか。	117				77		1		13				42	10	1		31	8	1	1	7				9				4				3		1		39				39				20				11				5	1			417	19	4	1	4		1	
(7) 禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行いましたか。	117				77		1		13				47	4	1	1	32	6	2	1	7				9				4				2	1	1		39				39				20				11				6				423	11	5	2	4		1	
2. 質問(問診)、及び撮影の精度管理																																																																
(1) 検診項目は、質問(医師が自ら対面で行う場合は問診)、胸部X線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)が600以上だった者(過去における喫煙者を含む)への喀痰細胞診としましたか。	73	37	7		48	25	4	1	12	1			40	11	2		26	12	2	1	7					9			4				4				39				39				19		1		6	3	2		6				323	98	18	2	4		1	
(2) 質問(問診)では喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか。また最近6か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧めましたか。	111	6			72	2	3	1	12	1			51	2			37	3		1	7				6	3			4				4				39				39				20				11				5	1			418	18	3	2	4		1	
(3) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存していますか。	117				76			2	12	1			53				41				7				9				4				4				39				39				20				11				6				438	1		2	4		1	
(4) 肺がん診断に適格な胸部X線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部X線の画質の評価と、それに基づく指導を行いましたか。	109	8			69	6		3	10	3			47	3	2	1	36	3	1	1	6	1			3	6			4				4				39				39				19	1			10	1			4	2			399	34	3	5	4		1	
(5) 撮影機器の種類(直接・間接撮影、デジタル方式)、フイルムサイズ、モニタ読影の有無を仕様書に明記し、日本肺癌学会が定める、肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影しましたか。	111	4	2		74	1	1	2	13				49	2		2	41				4	3			8	1			4				4				30	8	1		30	8	1		20				11				4	2			403	29	5	4	4		1	
(6) 胸部X線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか。	116		1		76		1	1	13				52			1	41				7				9				4				4				39				39				20				11				6				437		2	2	4		1	
(7) 集団検診を実施する検診機関は、1日あたりの実施可能人数を仕様書等に明記しましたか。																																																													4			1
(8) 事前に胸部X線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市町に提出しましたか。																																																													3	1		1
(9) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備していましたか。																																																													4		1	
(10) 胸部X線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備していましたか。																																																													4		1	
(11) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しましたか。																																																													4		1	
3. 胸部X線読影の精度管理																																																																
(1) 自治体や医師会から求められた場合、読影医の実態(読影医の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合には専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影研修会」の受講の有無等)を報告していますか。	1	116			66	5		7			13		42	8		3	41				4	3			2	6		1	4				3		1		39				39				18		1	1	10	1			2	1	2	1	271	140	17	13	4	1		
(2) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師は下記の要件を満たしていますか。	88	20	6	3	65	7	1	5	13				46	7			41				3	4			2	7			3	1			3		1		39				39				19		1		11				1	5			373	51	9	8	4	1		
(3) 2名の読影医のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部X線写真と比較読影しましたか。	114	3			71	1	1	5	13				53				41				7				3	5		1	4				4				39				39				20				11				5	1			424	10	1	6	4		1	
(4) 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する(あるいは読影委員会等に委託する)」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行いましたか。	112	3		2	71	2		5	13				53				41				6	1			3	6			4				4				39				39				20				11				5	1			421	13		7	4		1	
(5) シャウカステン・読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従いましたか。	103	7	2	5	72			6	13				46	3		4	36			5	5	2			8	1			4				4				39				39				20				11				6				406	13	2	20	4		1	
(6) 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」(日本肺癌学会肺がん検診委員会編)の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行いましたか。	115	2			70	3		5	13				51	1		1	38			3	6	1			7	2			4				4				39				39				20				11				6				423	9		9	4		1	
(7) 胸部X線画像は少なくとも5年間は保存していますか。	117				77			1	13				53				41				7				9				4				4				39				39				20				11				6				440			1	4		1	
(8) 胸部X線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	117				75			3	13				53				41				7				9				4				4				39				39				20				11				6				438			3	4		1	
4. 喀痰細胞診の精度管理																																																																
(1) 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を仕様書等に明記しましたか。	76	3	2	36	46	5	4	23				13	34	6		13	22	7	2	10	4	3			1			8	4				1		1	2	39				39				20				11				5	1			302	25	9	105	2	1		2
(2) 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行いましたか。	69	9	2	37	41	6	4	27	13				26	5	1	21	22	7		12	6	1			1			8	4				1		1	2	39				39				20				11				6				298	28	8	107	3		1	1
(3) 固定標本の顕微鏡検査は(公社)日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行いましたか。	76	6	2	33	41	6	4	27	13				26	5	1	21	23	5	1	12	6	1			1			8	4					1	1	2	39				39				20				11				6				305	24	9	103	3		1	1
(4) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングしましたか。	74	8	3	32	38	8	4	28	13				25	6	1	21	20	7	1	13	6	1			1			8	4				1		1	2	39				39				19		1		11				4	2			294	32	11	104	3		1	1
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか。	72	8	3	34	39	8	4	27	13				25	6	1	21	21	5	2	13	6	1			1			8	3	1			1		1	2	39				39				19	1			11				5	1			294	31	11	105	3		1	1
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか。	75	5	3	34	41	6	4	27	13				29	4	1	19	26	4		11	6	1			1			8	4				1		1	2	39				39				20				11				5	1			310	21	9	101	3		1	1
(7) 喀痰細胞診検査結果は少なくとも5年間は保存していますか。	81	4	2	30	48	5	4	21	13				33	4	1	15	27	3		11	7				1			8	4				3			1	39				39				20				9			2	6				330	16	7	88	3		1	1
5. システムとしての精度管理																																																																
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか。	114	1	1	1	77			1		13			49	2	2		40		1		6	1			9				4				2		2		39				39				17	2	1		8	3			5	1			409	23	7	2	4		1	
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。	117				76		1	1	13				53				41				7				9				4				4				39				39				20				11				5	1			438	1	1	1	4		1	
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(診断、治療方法、手術所見、病理組織検査結果など)について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか。	104	9	1	3	71	3		4	13				50	1	1	1	38	1	2		6	1			7	2			4				3		1		39				39				19		1		11				4	2			408	19	6	8	3		2	
(4) 検診に従事する医師の胸部画像読影力向上のために「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」を年1回以上開催していますか。もしくは他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会を年に1回以上受講させていますか。	81	27	7	2	50	22	5	1	13				31	19	2	1	27	11	3		1	6			2	7			3	1			1	2	1		12	21	6		12	21	6		19		1		10		1			6			262	143	32	4	3	1	1	
(5) 内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会(自施設以外の専門家を交えた会)を年に1回以上開催していますか。もしくは、市町や医師会等が設置した同様の委員会に年1回以上参加していますか。	58	46	10	3	51	21	4	2	13				27	24	1	1	25	12	4		1	6			1	8			3	1				2	2		6	30	3		6	30	3		20				8	1	2			6			219	187	29	6	4	1		
(6) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか。	66	37	13	1	54	18	4	2	13				53				21	16	4		2	5			1	8			2	2			3	1			11	24	4		11	24	4		17		3		8	3			2	4			264	142	32	3	4	1		
(7) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。また、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等あった場合はそれを参考にして改善に努めていますか。	85	23	7	2	61	12	3	2	13				43	9		1	27	12	2		3	4			4	5			3	1			3		1		21	17	1		21	17	1		19		1		8	2	1		5	1			316	103	17	5	4		1	